

CONTENTS

- 企業法務コラム 盗まれたパスポートはなぜ戻るか? - 「現金は厳禁」
- 顧問チャット活用事例 設計図と著作権の関係とは?
- グレイス・ニュース サマークラークを実施いたしました

TOPICS 企業法務コラム

盗まれたパスポートはなぜ戻るか? - 「現金は厳禁」

弁護士
杉原 悠介



夏休みに旅行に行かれた方も多いのではないのでしょうか。海外旅行中に財布を盗まれたが、パスポートだけは無事に戻ってきた。「泥棒にも良心があった」と感謝する話がありますが、それは大きな誤解です。

パスポートが返ってくるのは、泥棒の巧妙な手口に過ぎません。他人のパスポートを持っていれば窃盗の動かぬ証拠となるため、犯人は現金だけを抜き取るとすぐにパスポートを放棄します。泥棒の持っている現金が盗まれたお札であることを証明するのは事実上不可能です。パスポートが戻るのは、犯行発覚のリスクを抑え、抜き取った現金だけを安全な利益とするための証拠隠滅行為なのです。

このように、現金には「形跡が残らない」という大きな特徴があります。誰が、いつ、

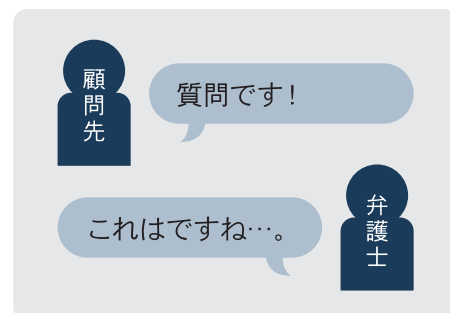
どのように使ったのか、その流れを追うことがとても難しいのです。不正を働く人々はこの現金の特性を熟知し、巧みに利用します。

企業の横領や不正行為の多くにも、現金の介在が見られます。だからこそ、不正対策の第一歩は社内の現金管理を徹底的に見直すことです。まず、現金を取り扱う全ての業務を洗い出し、キャッシュレス化を推進しましょう。集金、支払、売上金管理など、できる部分から変えることが重要です。やむを得ず現金を取り扱う場合でも、必ず複数人によるチェック機能を設け、担当者任せにしない仕組みが不可欠です。

不正防止を徹底するならば、「現金は厳禁」という意識を持つこと。それが組織を守るための鉄則と言えるでしょう。

オンライン相談 「顧問チャット」

弁護士法人グレイスでは、「Chatwork®」を導入し、顧問先の皆様と繋がっています。チャットなので時間を気にすることなく、いつでも相談事項を送信することができます。チャットルームには企業法務を担当する弁護士が入室しており、質問にお答えしています。



はじめての顧問チャット 開通までのかんたん3ステップ

STEP
1

アカウントの作成

右のQRコードからご自身のアカウントを作成してください。



https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre_register.php

STEP
2

グレイス事務局へ連絡

①登録メールアドレス、②チャットワークIDをグレイス事務局へメールでご連絡ください。※連絡先メールアドレス: kigyo@grace-law.jp

STEP
3

グループチャットルーム開設

グレイス事務局が顧問先様専用グループチャットルームを作成します。顧問先様からのチャットでのご質問に対応するほか、グレイスからのお知らせ等もご連絡いたします。



「顧問チャット」を現状で導入されていない顧問先様におかれましては、ぜひ導入をご検討ください。

「顧問チャット」は、顧問料をお支払いいただいているすべての顧問先様にご利用いただけるサービスです。

顧問チャット活用事例



いつでも気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」で
いただいた興味深い内容をご紹介します。

vol.
68

設計図と著作権の関係とは？



相談者
X社様

当社では、下請会社に対し、ボイラー設備等の建築設計図の作成を委託しており、当社から作図に関する指示を出すこともあります。作成される図面は、受注者や当社のみが理解できる特殊な内容ではなく、当該図面を読んだ技術者であれば誰でも同一の情報が取得できる内容です。

このような状況において、当該図面は著作物に該当する可能性があるでしょうか。

著作物に該当するといえるためには、思想又は感情を創作的に表現したものである必要があり、また、学術的な性質等を備えていることが求められます。

建築設計図は、一般的に、建物の具体的な構造を通常の製図法によって表現したものです。これは、建築に関する基本的な知識を有する施工担当者であれば理解できるような共通のルールで表現しなければならず、作図上の表現方法の幅はほとんどありません。

すなわち、建築設計図の全てが著作物に該当するということではありません。

特に、ボイラー施設等の建築設計図であれば、一般的な製図法に基づいて作成されることが通常であり、独創性・学術性を備えたものが作成されることは滅多にないはずなので、独創性・学術性を備えているというような特殊事情が無い限りは、著作物には該当しないと考えます。

なお、下請企業との間の契約書において、著作権の扱いについて明記いただいた方が無難です。



回答した弁護士

弁護士
柏木 孝介

サマークラークを実施いたしました

このたび、当事務所の鹿児島事務所においてサマークラークを実施いたしました。期間中は、弁護士を目指す法科大学院生の皆さんに参加いただき、実際の業務を体験していただくとともに、所内の弁護士やスタッフとの交流を通じて、当事務所の雰囲気や実務への姿勢を感じていただく機会となりました。

参加された法科大学院生はいずれも非常に優秀で、与えられた課題に真摯に取り組む姿勢や、柔軟な発想力に触れることができ、私たちにとっても大変刺激的な時間となりました。若い世代の熱意や可能性を間近で感じることで、所内に新たな活気が生まれたことを実感しております。

今後も当事務所は、このようにフレッシュな人材を積極的に迎え入れながら、組織としての力を高めてまいります。そして、さらに拡大・発展を続け、顧問先の皆さまをはじめとする多くの方々にとって、より一層お役に立てる存在であり続けるよう努めてまいります。

顧問先の皆様に新たな顧問サービスをご提供します

役員の任期満了 お知らせサービス

無償

当事務所が貴社の役員の方々の任期を管理し、任期満了前に事前にお知らせするサービスです。

- ☒ 役員の任期満了時期が把握できていない
- ☒ 役員の再任登記を怠ったことがある
(注：100万円以下の罰金になることがあります)



※1 登記手続は含まれません。ただし有償でお引き受けすることはできます。

※2 当サービスをご利用いただく場合は、貴社の定款をご提供していただきます。

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

NEW

企業法務部専用ダイヤル
法律相談のご予約はこちら！



0120-77-9014

※これまでのフリーダイヤル 0120-100-129 にも繋がります。

受付時間：平日9:00～17:30

※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります



弁護士法人グレイス
mail: info2@grace-law.jp
https://gracelaw.jp/

〈東京事務所〉
〒105-0012 港区
芝大門 1-1-35 4階
Tel 03-6432-9783

〈神戸事務所〉
〒651-0088 神戸市
中央区人形町 5-1-27 2階
Tel 078-862-3764

〈福岡事務所〉
〒812-0011 福岡市
博多区博多駅前 4-2-1 7階
Tel 092-409-8603

〈熊本事務所〉
〒860-0806 熊本市
中央区花畑町 12-1-6 階
Tel 096-245-7317

〈鹿児島事務所〉
〒890-0046 鹿児島市
西田 2-27-32 4-7 階
Tel 099-822-0764

〈長崎事務所〉
〒850-0033 長崎市
万才町 7-1-8 階
Tel 095-895-5557